

## 6 出産費

(問6-65) 出産扶助における入院に要する費用の額

病院、助産所等施設において分娩する場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算することとなっているが、これについて具体的に示されたい。

入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度は、医療扶助において認められる、社会保険の診療報酬点数による入院料等について、8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること、となっている。

通常の出産では、入院基本料と入院時食事療養費が算定される。

また、新生児が未熟児であったり障害等のある場合、あるいはリスクの高い妊娠と認められる場合は、特定入院料（新生児特定集中治療室管理料・総合周産期特定集中治療室管理料）と入院時食事療養費が算定される。

(問6-66) 入院助産と出産扶助

入院助産を受ける者については、出産扶助の適用はないものであるか。

被保護者が出産する場合で、児童福祉法第36条による入院助産の制度の利用が可能であるときは、他法他施策を優先させることから、入院助産を受けることとなる。

しかし、この場合であっても、出産扶助において認められている衛生材料費を支給して差し支えない。

(問6-67) 妊娠・出産にあたっての取扱い

要保護者が妊娠・出産するにあたって利用できる他法他施策及び生活保護法上の取扱いについて示されたい。

1 妊娠検査

市販の検査薬を購入して検査・・・自己負担（生活扶助費から各自で支弁）  
 医療機関への受診・・・・・・・・・・検診命令書により検診料で対応できる

2 避妊

避妊具の装着・・・・・・・・・・医療行為ではないため、医療扶助の対象外  
 「母体保護法第3条の規定による不妊手術」・・・医療扶助（医療券備考欄にその旨表示）

3 妊娠中の検査費用等の取り扱い

- (1) 妊婦検診（検査）・・・・・・・・一時扶助「妊娠検査料」（6-2-(9)-カ）  
 公費の検診事業の利用ができず、医療機関において定期健診を受ける場合  
 妊娠中2回（前期・後期）公費で受診可能  
 （区市町村担当窓口に手続き）時期は任意
- (2) 妊婦精密健康検査  
 妊婦検診の結果、妊娠によって引き起こされた異常が見つかったとき  
 委託医療機関で公費負担でさらに詳しい診察が受けられる  
 （区市町村担当窓口に手続き）
- (3) 切迫早産の危険性がある場合  
 切迫早産の恐れありと医療機関が判断した場合・・・医療扶助
- (4) 妊娠中毒症等の療養援護（地方交付税措置）  
 自己負担額を助成する制度がある。（生活保護受給者は対象外）
- (5) 妊婦保健指導  
 経済的理由により、保健指導を受けがたい妊婦に対して必要な保健指導を  
 医療機関で受ける機会を提供（区市町村担当窓口に手続き）

4 分娩（出産）

出産にあたっては、まず入院助産の活用を検討。入院助産施設が見つからない場合は、出産扶助を適用する。

- (1) 入院助産（児童福祉法第36条に規定する助産施設を利用して出産）  
 被保護者においても、助産施設を利用する場合は、入院助産を受ける。  
 異常分娩の場合でも対象となる。  
 助産施設（※）利用の場合でも、出産扶助で認められている衛生材料費の支給

は可能である。

※ 助産施設（児童福祉法第36条）

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

【対象者】

- ① 生活保護受給者
- ② 前年度の所得税が非課税の世帯
- ③ 前年度の所得税額が16,800円以下で、かつ加入する健康保険から支給される出産一時金が30万未満の者（17年度）

【手続き】

福祉事務所（島嶼地域は各支庁）へ申請

(2) 出産扶助（法第35条）

金銭給付によって行うものとする。但し、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うものとする。

出産扶助基準（告別表第6）

1 基準額

施設分娩の場合 160,000円以内

居宅分娩の場合 204,000円以内

特別基準（240,000円の範囲内）の設定

(1) 出産予定日の急変（6-7-(1)） (2) 双子出産（6-7-(2)）

2 病院、助産所等施設において分娩する場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最小限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する

\*必要最小限度の額（8日以内の実日数に基づき算定した額の範囲内）（問4の46）

（参考）通常分娩費用

- ・入院料 ・処置料 ・分娩介助料 ・食事療養費 ・胎盤処置料
- ・新生児介補料 ・新生児用品貸与料 ・新生児室料

5 人工妊娠中絶

「生活保護法による医療扶助と母体保護法の関係について」

（平成8年9月25日厚生省発児第186号厚生省社会・援護局長通知）

母体保護法第14条に基づく人工妊娠中絶・・・医療扶助

（医療券備考欄にその旨表示）

\* 一部出産扶助の場合あり

上記に該当しない人工妊娠中絶・・・医療扶助には該当しない

妊娠月数と発生する費用（母体保護法第14条に基づくもの）

妊娠月数	妊娠週	被保護者		被保護者以外	
		手術費用	分娩費用	手術費用	分娩費用
第2月以前	7週以前	医療扶助 流産手術で算定	発生 しない	保険給付 流産手術で算定	発生 しない
第3月	8週～11週				
第4月	12週～15週		出産扶助の 範囲内で支給可		（保険より出産一時 金の支給あり） 全額自費負担
第5月	16週～19週				
第6月以降	20週				
	21週				
	22週以降	対象外		対象外	

6 産婦検診

特に異常がない場合は検診命令書を発行し、検診料は一般生活費で対応。  
異常がある場合は、医療要否意見書を発行して医療扶助対応とする。

7 乳幼児健康診査等

(1) 乳幼児健康診査

区市町村は、必要に応じて健康診査を行うことになっている。区市町村に確認し受診。

(2) 1歳6か月児健康診査（1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児）

- ・検査の種類（一般健康診査・歯科健康診査・精密健康診査）
- ・診査費用 無料

(3) 3歳児健康診査

- ・一般健診（満3歳を超え満4歳に達しない幼児）
- ・精密健診（一般検診の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある幼児）
- ・診査費用 無料